

岩手県告示第920号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年12月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

区域名	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
小鍬第1地割	上閉伊郡大槌町小鍬（別紙図面のとおりに。）	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおりに。
小鍬第1地割－1	〃	〃	〃
小鍬第2地割	〃	〃	〃
小鍬第3地割	〃	〃	〃
小鍬第4地割	〃	〃	〃
小鍬第4地割－1	〃	〃	〃
小鍬第5地割－2	〃	〃	〃
小鍬第12地割	〃	〃	〃
小鍬第13地割	〃	〃	〃
小鍬第15地割	〃	〃	〃
小鍬第15地割－1	〃	〃	〃
小鍬第17地割	〃	〃	〃
徳並の沢	〃	土石流	〃
徳並の沢(2)	〃	〃	〃
徳並の沢(3)	〃	〃	〃
一ノ渡の沢	〃	〃	〃
一ノ渡の沢(2)	〃	〃	〃
一ノ渡の沢(3)	〃	〃	〃
一ノ渡の沢(4)	〃	〃	〃
いみつ沢	〃	〃	〃
蕨打直の沢(2)	〃	〃	〃

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部砂防災害課及び沿岸広域振興局土木部並びに大槌町役場に備えておいて縦覧に供する。